

平成 27 年 地域児童福祉事業等調査結果の概況

目 次

調査の概要	1
結果の概要	4
Ⅰ 保育所等利用世帯の状況	4
1 世帯構造	
2 父母の就業状況	
3 保育所等への入所状況	
4 保育所等の利用状況	
Ⅱ 認可外保育施設の状況	9
1 施設数、利用児童数、保育従事者数	
2 設置主体	
3 開所時間、保育提供可能時間（平日）	
4 健康診断	
5 利用料	
6 施設の今後の方向性等	
Ⅲ 認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）、地域型保育事業（家庭的保育事業、 居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の状況	22
1 施設・事業数、定員数、利用者数、利用率	
2 経営主体別施設・事業数	
3 職種別常勤換算従事者数	
用語の定義	24

平成 27 年地域児童福祉事業等調査の結果は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/25-20b.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査は、市町村事業調査、認可外保育施設利用世帯調査、保育所等利用世帯調査及び認可外保育施設調査から構成され、それぞれ3年周期で調査を実施している。また、平成27年からは、子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）に対する調査を毎年実施している。平成27年は、保育所等利用世帯調査、認可外保育施設調査、認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査を実施した。

※保育所等利用世帯とは、子ども・子育て支援新制度の施設事業である認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用している世帯のことをいう。

2 調査の対象及び客体

(1) 保育所等利用世帯調査票

全国の認可保育所等を利用する世帯を対象とし、各施設・事業の客体は以下のとおりとした。

※認可保育所等とは、子ども・子育て支援新制度の施設事業である認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）のことをいう。

① 保育所（保育所型認定こども園を含む。）

全国の保育所から層化無作為に約50分の1の保育所を抽出し、それら保育所における利用世帯の2分の1の世帯を客体とした。

② ①以外の施設・事業（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

自治体が設置した件数及び認定又は認可した件数を上限に、全国の各施設・事業から層化無作為に25か所を抽出し、それら施設・事業における利用世帯を客体とした。

(2) 認可外保育施設調査票

児童福祉法第59条の2に基づいて届出された全国の認可外保育施設を対象とし、その全数を客体とした。

(3) 幼稚園型認定こども園調査票

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて

設置又は認定された全国の幼稚園型認定こども園を対象とし、その全数を客体とした。

(4) 地方裁量型認定こども園調査票

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて設置又は認定された全国の地方裁量型認定こども園を対象とし、その全数を客体とした。

(5) 家庭的保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の家庭的保育事業を対象とし、その全数を客体とした。

(6) 居宅訪問型保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の居宅訪問型保育事業を対象とし、その全数を客体とした。

(7) 事業所内保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の事業所内保育事業を対象とし、その全数を客体とした。

	調査対象数	回収数	回収率	有効回答数
保育所等利用世帯調査	19,458	16,822	86.5%	16,822
認可外保育施設調査	7,192	5,647	78.5%	5,647
幼稚園型認定こども園調査	529	441	83.4%	441
地方裁量型認定こども園調査	54	50	92.6%	50
家庭的保育事業調査	942	685	72.7%	685
居宅訪問型保育事業調査	4	3	75.0%	3
事業所内保育事業調査	198	175	88.4%	175

3 調査の時期

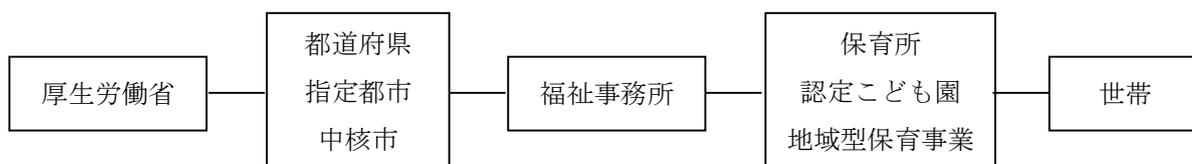
平成27年10月1日

4 調査事項

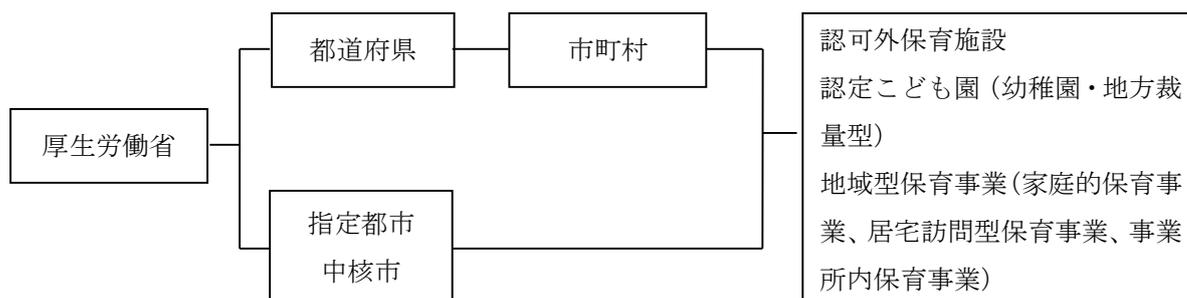
- (1) 保育所等利用世帯調査：世帯の状況、父母の就業状況、保育所等への入所状況 等
- (2) 認可外保育施設調査、認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査
 - ① 認可外保育施設調査：在所児童数、保育従事者数、設置主体、平日の開所時間 等
 - ② 認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査：施設・事業所数、利用児童数 等

5 調査方法及び系統

- (1) 保育所等利用世帯調査



- (2) 認可外保育施設調査、認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査



6 調査の集計

結果の集計は、厚生労働省子ども家庭局で行った。

7 利用上の注意

計数の四捨五入により、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

結果の概要

I 保育所等利用世帯の状況

1 世帯構造

保育所等を利用している世帯の構造をみると、「両親と子の世帯」が73.4%と最も多く、次いで「三世代世帯」が14.4%となっている。(表1)

表1 保育所を利用している世帯の世帯構造

		割合
総数		100.0%
	両親と子の世帯	73.4%
	三世代世帯	14.4%
	母子世帯	11.2%
	父子世帯	0.7%
	その他の世帯	0.2%

2 父母の就業状況

父と母のいる世帯の父母の就業状況をみると、父は「常勤」が87.9%、母も「常勤」が68.0%と最も多く、次いで、父は「自営業・家業」が10.1%、母は「非常勤」が21.1%となっている。(表2)

表2 父と母のいる世帯における父母の就業状況

		割合	
		父	母
総数		100.0%	100.0%
	常勤	87.9%	68.0%
	非常勤	1.0%	21.1%
	自営業・家業	10.1%	6.4%
	内職	0.0%	0.7%
	無職	0.5%	2.3%
	その他	0.4%	1.3%
	不詳	0.1%	0.3%

注：「無職」には学生を含む。

3 保育所等を利用する理由

世帯の保育所等を利用する理由をみると、「保護者の就労」が95.6%と最も多い。

(表3)

表3 保育所等を利用する理由

		割合	実数
総数		100.0%	16822
	保護者の就労	95.6%	16086
	保護者の妊娠・出産	0.6%	109
	保護者の疾病・負傷・障害	0.9%	150
	同居親族の介護	0.3%	45
	保護者の求職活動	0.4%	67
	その他	0.7%	118
	不詳	1.5%	247

4 保育所等の利用状況

(1) 世帯の保育所等利用開始時刻と終了時刻

世帯の保育所等利用開始時刻をみると、「8:00～8:59」が最も多く、利用終了時刻は、「17:01～18:00」が多い。(表4)

表4 世帯の保育所等利用開始時刻と終了時刻

		保育所等利用開始時刻					
		総数	～7:59	8:00～8:59	9:00～9:59	10:00～	不詳
保育所等 利用終了時刻	総数	100.0%	19.5%	61.1%	19.1%	0.3%	0.0%
	～15:00	1.8%	0.2%	1.1%	0.5%	0.0%	0.0%
	15:01～16:00	14.8%	0.9%	8.9%	4.9%	0.0%	0.0%
	16:01～17:00	30.5%	3.0%	20.0%	7.3%	0.1%	0.0%
	17:01～18:00	38.9%	9.8%	24.0%	5.0%	0.1%	0.0%
	18:01～19:00	13.0%	5.2%	6.6%	1.1%	0.0%	0.0%
	19:01～	0.9%	0.3%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%
	不詳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 世帯の利用者負担額（月額保育料）

世帯の児童1人あたり利用者負担額（月額保育料）を保育所等を利用している児童数別でみると、「児童が1人の世帯」では「2万円以上3万円未満」31.5%、「児童が2人の世帯」では「1万円以上2万円未満」35.4%、「児童が3人の世帯」では「1万円未満」47.4%と、最も多くなっている。（表5）

表5 1世帯における児童1人あたりの月額保育料（利用児童数別）

	総数	児童が1人の世帯	児童が2人の世帯	児童が3人の世帯
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1万円未満	21.9%	20.7%	22.2%	47.4%
1万円以上2万円未満	24.0%	18.8%	35.4%	44.3%
2万円以上3万円未満	31.4%	31.5%	34.0%	7.5%
3万円以上4万円未満	14.1%	17.6%	6.3%	0.7%
4万円以上5万円未満	5.3%	6.9%	1.8%	0.0%
5万円以上6万円未満	2.3%	3.1%	0.2%	0.2%
6万円以上7万円未満	0.7%	1.0%	0.1%	0.0%
7万円以上	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%
1世帯における児童1人あたりの保育料(平均値)	21,138円	22,970円	17,555円	10,406円

注：1）児童の人数は、調査日時点で保育所等を利用している児童の人数をいう。

2）世帯における保育料総額ではなく、保育所等を利用している児童1人あたりに換算して集計したものである。

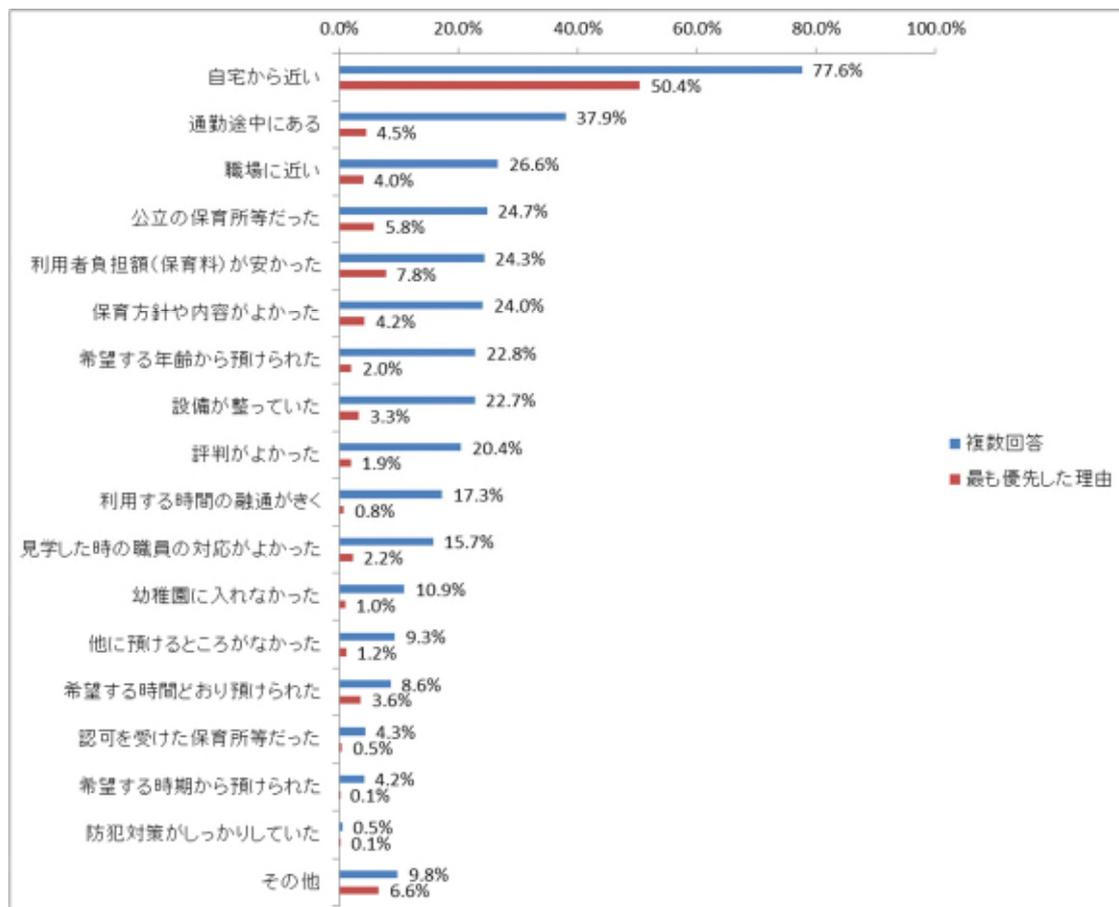
3）不詳を除いて割合を算出している。

(3) 利用している保育所等を選んだ理由

利用している保育所等を選んだ理由（複数回答）をみると、「自宅から近い」が77.6%と最も多く、次いで「通勤途中にある」が37.9%となっている。

その中で、最も優先した理由をみると、「自宅から近い」が50.4%と最も多くなっている。（図1）

図1 利用している保育所等を選んだ理由（複数回答・最も優先した理由）



II 認可外保育施設の状況

1 施設数、利用児童数、保育従事者数

認可外保育施設の施設数をみると、「事業所内保育施設」は912か所、「ベビーホテル」は536か所、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者」）」は63か所、「その他の認可外保育施設」は3,651か所となっている。

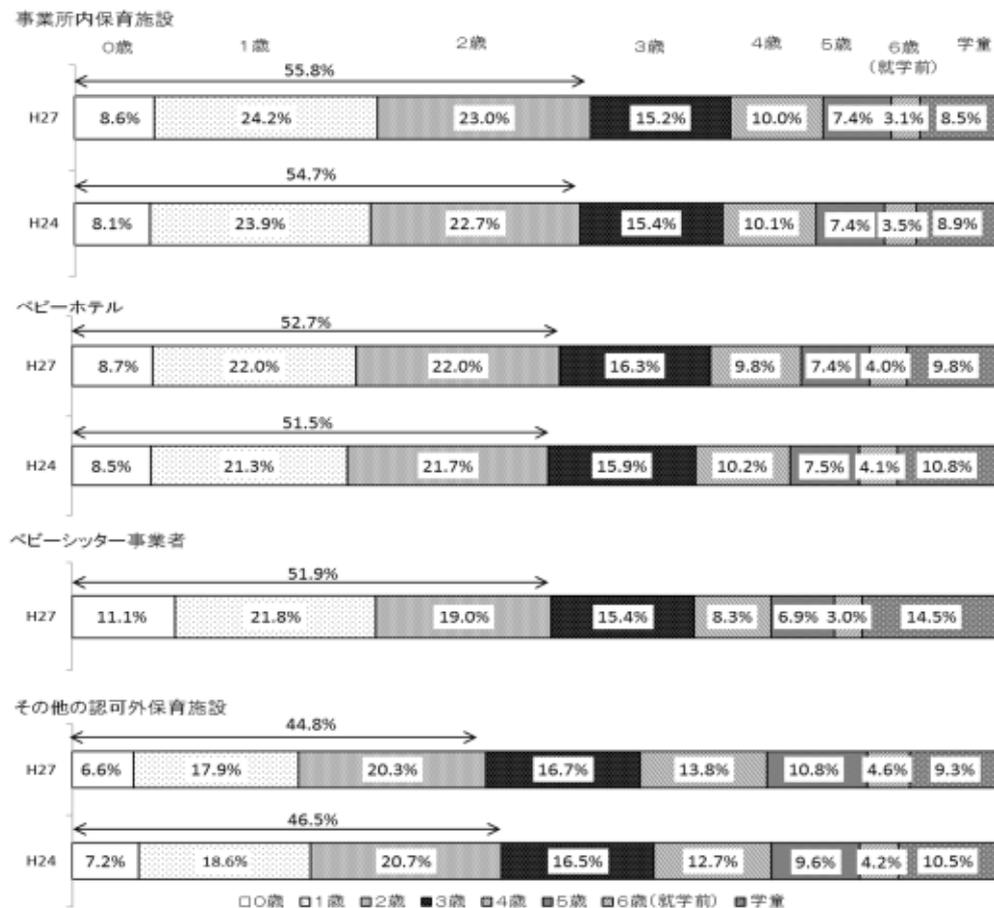
利用児童数をみると、「事業所内保育施設」は18,317人、「ベビーホテル」は12,080人、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者」）」は1,357人、「その他の認可外保育施設」は122,210人となっている。（表6）

このうち、利用児童数の割合を年齢別にみると、いずれの施設・事業も、0～2歳（低年齢児）の割合が高くなっている。（図2）

表6 認可外保育施設の類型別施設・事業数と利用児童数

	事業所内保育施設	ベビーホテル	ベビーシッター事業者	その他の認可外保育施設
施設数(箇所)	912	536	63	3,651
利用児童数(人)	18,317	12,080	1,357	122,210

図2 認可外保育施設の類型別年齢別利用児童数



注：平成27年は平成27年10月1日時点、平成24年は平成24年10月1日時点の児童の状況（満年齢）

認可外保育施設に勤務する保育従事者のうち、保育士をみると、「事業所内保育施設」は4,335人、「ベビーホテル」は2,371人、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」は263人、「その他の認可外保育施設」は16,770人となっている。

また、保育従事者一人あたりの利用児童数をみると、「事業所内保育施設」は3.0人、「ベビーホテル」は2.7人、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」は2.5人、「その他の認可外保育施設」は4.1人となっている。（表7）

表7 認可外保育施設の類型別保育従事者（実人数）の状況

	事業所内保育施設			ベビーホテル			ベビーシッター事業者			その他の認可外保育施設		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
保育従事者数(人)	6,142	3,465	2,677	4,429	2,312	2,117	537	219	318	29,575	18,203	11,372
(再掲)保育士数(人)	4,335	2,693	1,642	2,371	1,305	1,066	263	142	121	16,770	11,488	5,282

	事業所内保育施設				ベビーホテル				ベビーシッター事業者		その他の認可外保育施設			
	H24		H27		H24		H27		H27		H24		H27	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
保育従事者	60.5%	39.5%	56.4%	43.6%	56.0%	44.0%	52.2%	47.8%	40.8%	59.2%	63.0%	37.0%	61.5%	38.5%
(再掲)保育士	65.4%	34.6%	62.1%	37.9%	64.8%	35.2%	55.0%	45.0%	54.0%	46.0%	70.8%	29.2%	68.5%	31.5%
保育従事者一人あたり利用児童数(人)		3.3		3.0		3.1		2.7		2.5		4.3		4.1
(再掲)保育士一人あたり利用児童数(人)		4.6		4.2		5.8		5.1		5.2		7.1		7.3

2 設置主体

認可外保育施設の設置主体をみると、「事業所内保育施設」は、「その他法人」が40.2%と最も多く、次いで「株式会社」が37.9%となっている。

「ベビーホテル」は、「個人」が37.3%と最も多く、次いで「株式会社」が36.8%となっている。

「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」は「個人」が47.6%と最も多く、次いで「株式会社」が34.9%となっている。

「その他の認可外保育施設」は「個人」が44.4%と最も多く、次いで「株式会社」が30.2%となっている。（表8）

表8 認可外保育施設の類型別設置主体の状況

	総数	個人	株式会社	社会福祉 法人	NPO法人	その他法人	任意団体	不詳
事業所内保育施設	100.0%	8.9%	37.9%	8.4%	2.5%	40.2%	1.0%	1.1%
ベビーホテル	100.0%	37.3%	36.8%	0.7%	8.6%	15.1%	0.4%	1.1%
ベビーシッター事業者	100.0%	47.6%	34.9%	1.6%	6.4%	7.9%	1.6%	0.0%
その他の認可外保育施設	100.0%	44.4%	30.2%	1.0%	7.8%	13.7%	2.2%	0.7%

注：1） 「その他法人」とは、「個人」「株式会社」「社会福祉法人」「NPO法人」のいずれにも該当しない法人であり、医療法人、有限会社、商法に基づかない法人等をいう。

2） 「任意団体」とは、保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体をいう。

3 開所時間、保育提供可能時間（平日）

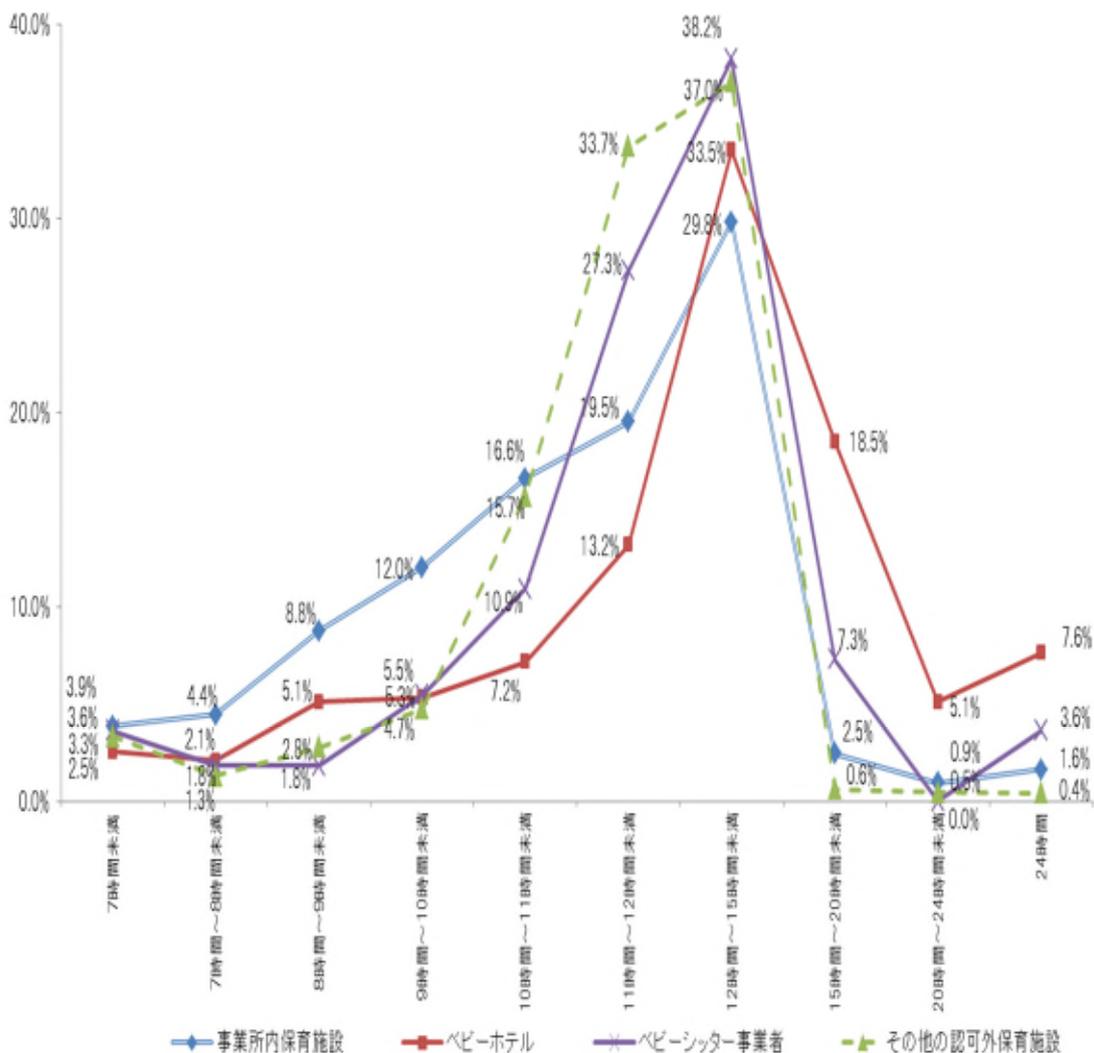
認可外保育施設の平日の開所時間をみると、「事業所内保育施設」では、「12 時間以上～15 時間未満」が 29.8%と最も多く、次いで「11 時間～12 時間未満」が 19.5%となっている。

「ベビーホテル」では、「12 時間以上～15 時間未満」が 33.5%と最も多く、次いで「15 時間以上～20 時間未満」が 18.5%となっている。

「その他の認可外保育施設」では、「12 時間以上～15 時間未満」が 37.0%と最も多く、次いで「11 時間～12 時間未満」が 33.7%となっている。

「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」では、「12 時間以上～15 時間未満」が 38.2%と最も多く、次いで「11 時間～12 時間未満」が 27.3%となっている。（図3）

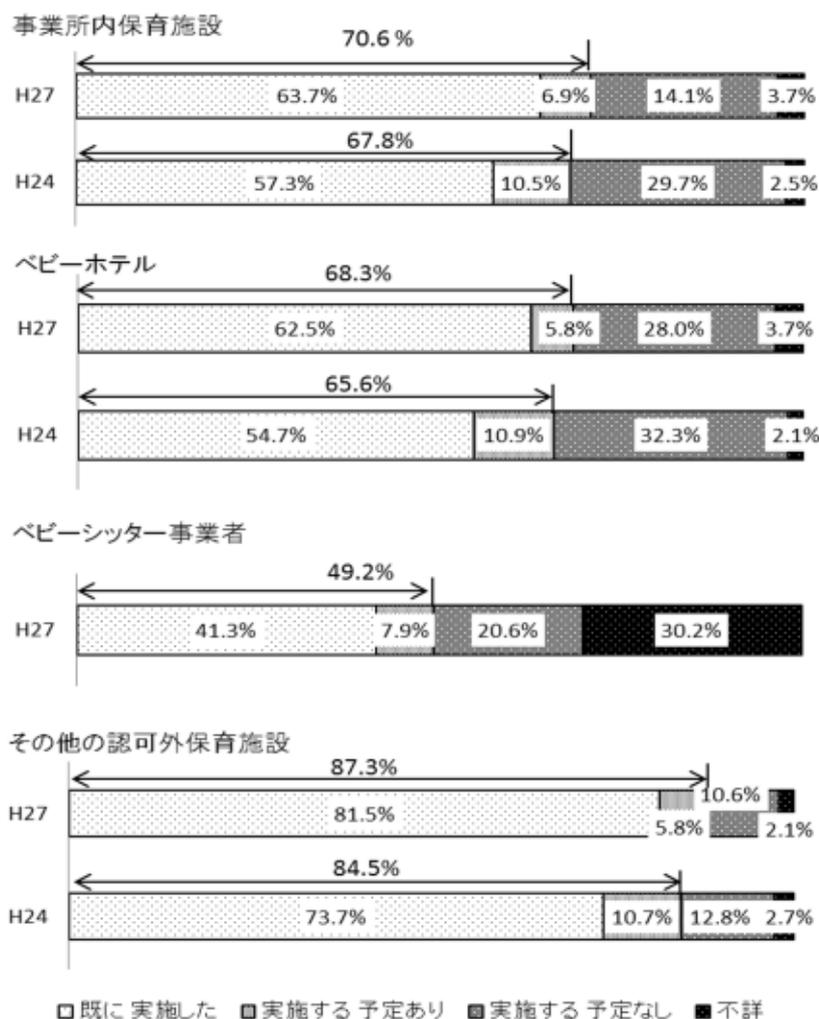
図3 認可外保育施設の類型別開所時間（平日）



4 健康診断

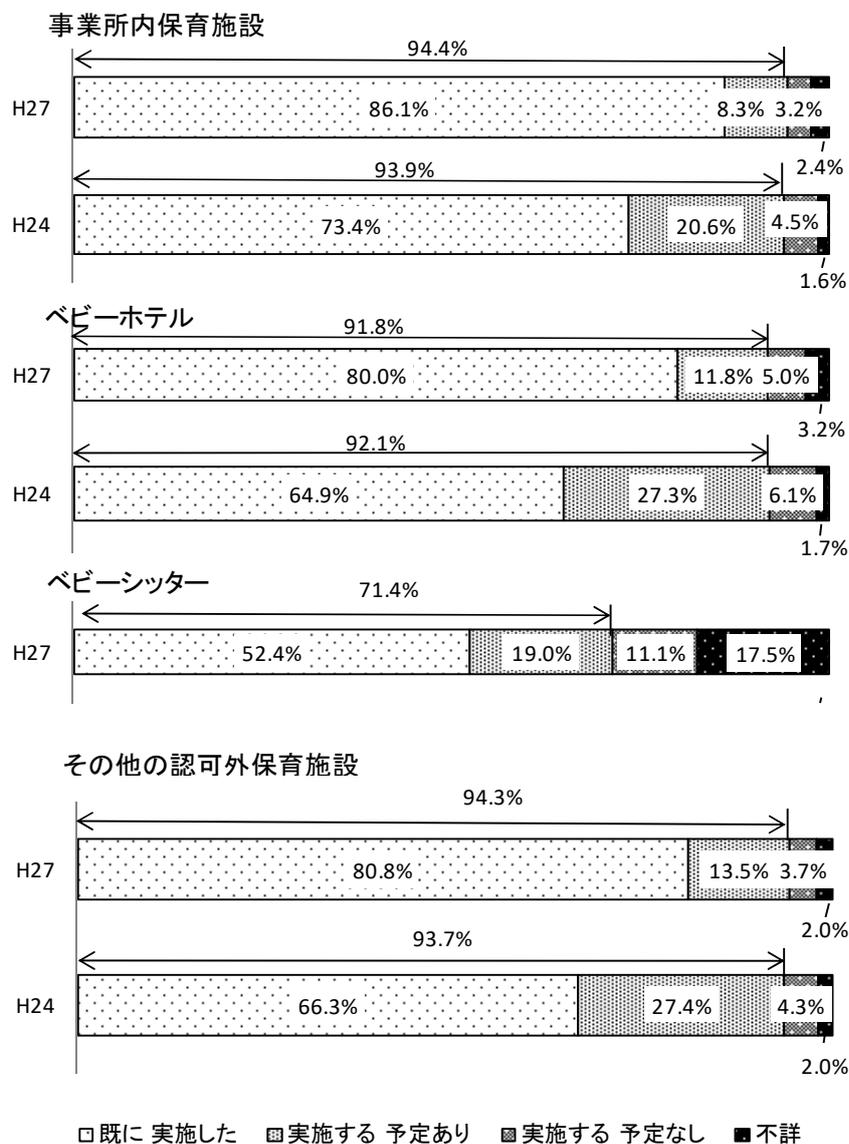
認可外保育施設における児童の健康診断の実施状況をみると、「既の実施した」「実施する予定あり」が「事業所内保育施設」では 70.6%、「ベビーホテル」では 68.3%、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」では 49.2%、「その他の認可外保育施設」では 87.3%となっている。（図 4）

図 4 認可外保育施設の類型別にみた健康診断の実施状況（児童）



認可外保育施設における職員の健康診断の実施状況をみると、「既に実施した」「実施する予定あり」が「事業所内保育施設」では 94.4%、「ベビーホテル」では 91.8%、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」では 71.4%、「その他の認可外保育施設」では 94.3%となっている。（図 5）

図 5 認可外保育施設の類型別にみた健康診断の実施状況（職員）



5 利用料

(1) 月額利用料の状況

認可外保育施設における月額利用料をみると、「事業所内保育施設」では0歳～2歳で「3～5万円未満」、3歳～6歳（就学前）で「1～3万円未満」が最も多くなっている。「ベビーホテル」、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」、「その他の認可外保育施設」では「3～5万円未満」が全ての年齢で最も多くなっている。

平均利用料は、全ての施設類型で年齢が低くなるほど、利用料が高い傾向にある。

(表9)

表9 認可外保育施設の類型別にみた月額利用料

		利用料						平均利用料(円) H27
		総数	1万円未満	1～3万円未満	3万～5万円未満	5～7万円未満	7万円以上	
事業所内保育施設	0歳	100.0%	9.0%	27.8%	36.6%	20.4%	6.1%	36,331
	1歳	100.0%	17.6%	29.6%	34.2%	14.5%	4.2%	32,266
	2歳	100.0%	16.8%	32.5%	33.8%	13.3%	3.6%	31,479
	3歳	100.0%	17.4%	38.5%	33.0%	9.3%	1.8%	27,752
	4歳	100.0%	18.2%	40.4%	31.7%	8.0%	1.7%	26,559
	5歳	100.0%	17.7%	39.9%	33.0%	7.3%	2.1%	26,641
	6歳(就学前)	100.0%	19.2%	41.6%	30.4%	6.0%	2.9%	25,377
ベビーホテル	0歳	100.0%	0.9%	6.1%	46.2%	29.8%	17.0%	53,590
	1歳	100.0%	0.3%	9.0%	48.7%	27.5%	14.6%	51,299
	2歳	100.0%	0.3%	12.0%	50.3%	24.9%	12.6%	48,908
	3歳	100.0%	0.3%	18.8%	51.5%	20.3%	9.1%	44,680
	4歳	100.0%	0.3%	23.5%	50.0%	18.1%	8.1%	42,455
	5歳	100.0%	0.3%	27.6%	48.4%	16.8%	6.9%	41,099
	6歳(就学前)	100.0%	0.8%	27.3%	50.6%	15.1%	6.1%	39,991
ベビーシッター事業者	0歳	100.0%	2.6%	2.6%	56.4%	25.6%	12.8%	50,219
	1歳	100.0%	0.0%	2.4%	63.4%	31.7%	2.4%	47,120
	2歳	100.0%	0.0%	7.7%	56.4%	33.3%	2.6%	45,897
	3歳	100.0%	0.0%	11.1%	61.1%	25.0%	2.8%	41,115
	4歳	100.0%	0.0%	24.2%	57.6%	15.2%	3.0%	38,968
	5歳	100.0%	0.0%	20.7%	62.1%	13.8%	3.4%	39,911
	6歳(就学前)	100.0%	5.6%	38.9%	44.4%	11.1%	0.0%	33,772
認可外保育施設 その他の	0歳	100.0%	1.2%	4.7%	47.1%	38.4%	8.6%	49,142
	1歳	100.0%	1.3%	10.0%	51.0%	31.5%	6.3%	46,302
	2歳	100.0%	0.9%	14.3%	52.2%	26.6%	6.1%	44,540
	3歳	100.0%	1.2%	21.7%	53.4%	19.2%	4.6%	40,888
	4歳	100.0%	1.3%	30.1%	49.1%	15.3%	4.2%	38,189
	5歳	100.0%	1.7%	30.3%	48.4%	15.4%	4.2%	38,012
	6歳(就学前)	100.0%	3.3%	29.6%	48.5%	13.8%	4.7%	37,486

(2)「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」の時間額利用料の状況

「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」の時間額利用料をみると、「会員」では「日中」、「非会員」では「深夜」の時間帯が最も高くなっている。（表 10）

表 10 会員、非会員別にみた各時間帯の時間額利用料

		総数	1千円未満	1~2千円 未満	2~3千円 未満	3~4千円 未満	4~5千円 未満	5~7千円 未満	7千円以上	平均利用料
会員	早朝 5~8時	100.0%	23.5%	41.2%	23.5%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	1,087円
	日中 8~18時	100.0%	54.2%	41.7%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1,620円
	夜間 18~22時	100.0%	27.8%	55.6%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1,079円
	深夜 22~5時	100.0%	0.0%	41.7%	41.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1,326円
非会員	早朝 5~8時	100.0%	20.0%	40.0%	26.7%	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1,150円
	日中 8~18時	100.0%	56.5%	21.7%	17.4%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	1,264円
	夜間 18~22時	100.0%	25.0%	37.5%	25.0%	6.3%	0.0%	0.0%	6.3%	1,186円
	深夜 22~5時	100.0%	0.0%	54.5%	9.1%	27.3%	0.0%	0.0%	9.1%	1,547円

6 施設の今後の方向性等

(1) 施設の今後の方向性

施設の類型別に今後の方向性をみると、「認可保育所等への移行を希望（移行予定を含む）」施設は「事業所内保育施設」で27.8%、「ベビーホテル」で37.5%、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」で31.8%、「その他の認可外保育施設」で52.0%となっている。（表11）

そのうち、「移行する予定であり、認可を受ける見込みがある」「認可基準を満たしているが、認可を受けられない」施設は、「小規模保育事業」へ移行する予定・希望が最も多い。（表12）

また、「現在のところ移行の予定はない」施設について、「認可保育所等へ移行する上での問題点」をみると、いずれの類型も「認可基準に満たない」が最も多くなっている。（表13）

※認可保育所等とは、子ども・子育て支援新制度の施設事業である認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を利用している世帯のことをいう。

表11 認可外保育施設の類型別にみた今後の方向性

	総数	認可外保育施設として運営を続ける	認可保育所への移行を希望（移行予定を含む）	近々、認可保育所に移行する予定であり、認可を受ける見込みがある	認可保育所への移行を希望し、認可基準を満たしているが、認可を受けられない	将来的には認可保育所への移行を希望しているが、現在のところ、移行の予定はない	不詳
事業所内保育施設	100.0%	69.8%	27.8%	8.1%	3.1%	16.6%	2.4%
ベビーホテル	100.0%	57.5%	37.5%	7.4%	7.3%	22.8%	5.0%
ベビーシッター事業者	100.0%	60.3%	31.8%	14.3%	3.2%	14.3%	7.9%
その他の認可外保育施設	100.0%	42.6%	52.0%	19.1%	6.9%	26.0%	5.4%

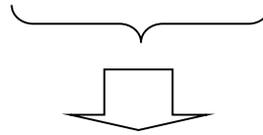


表12 認可外保育施設の類型別にみた移行する予定、希望の施設・事業

	認定こども園	保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業	不詳
事業所内保育施設	5.9%	25.5%	27.5%	2.9%	0.0%	29.4%	8.8%
ベビーホテル	6.3%	13.9%	48.1%	5.1%	0.0%	3.8%	22.8%
ベビーシッター事業者	0.0%	45.5%	18.2%	0.0%	27.3%	9.1%	0.0%
その他の認可外保育施設	9.7%	35.6%	46.6%	1.2%	0.0%	0.9%	6.0%

表 13 認可外保育施設の類型別にみた認可保育所へ移行しない理由（複数回答）

	認可保育所等の 基準に満たない	認可保育所等へ 移行する手続き が煩雑	認可保育所等の 経理が煩雑	その他
事業所内保育施設	66.2%	6.0%	9.3%	27.8%
ベビーホテル	57.4%	8.2%	22.1%	30.3%
ベビーシッター事業者	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%
その他の認可外保育施設	54.5%	8.3%	23.1%	33.8%

(2) 認可保育所等になるための基準充足状況

認可外保育施設における認可保育所等になるための基準の充足状況をみると、「事業所内保育施設」と「認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆる「ベビーシッター事業者」)」と「その他の認可外保育施設」は「認可保育所等の基準の人員配置・設備基準をいずれも満たしている」が39.9%、34.9%、32.9%と最も多く、「ベビーホテル」は「認可保育所等の基準の人員配置・設備基準をいずれも満たしていない」が32.3%と最も多い。(表14)

表14 施設の類型別にみた認可保育所等になるための基準充足状況

	総数	認可保育所等の人員配置・設備基準をいずれも満たしている	認可保育所等の人員配置を満たしているが、設備基準を満たしていない	認可保育所等の人員配置を満たしていないが、設備基準を満たしている	認可保育所等の人員配置・設備基準をいずれも満たしていない	不詳
事業所内保育施設	100.0%	39.9%	17.0%	7.9%	25.2%	10.0%
ベビーホテル	100.0%	26.5%	20.1%	8.8%	32.3%	12.3%
ベビーシッター事業者	100.0%	34.9%	11.1%	12.7%	12.7%	28.6%
その他の認可外保育施設	100.0%	32.9%	21.3%	10.1%	26.6%	9.2%



「認可保育所等の基準に満たない」施設について、基準に満たない点をみると、人員配置に関しては「事業所内保育施設」と「ベビーホテル」では「調理員をおいていないため」が45.5%、47.3%と最も多く、「認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆる「ベビーシッター事業者」)」では「保育従事者に保育士資格を有しない者がおり、且つ配置数も基準に満たないため」が39.1%と最も多い。「その他の認可外保育施設」では「保育従事者の配置数は基準を満たしているが、保育士資格を有しない保育従事者がいるため」が40.5%と最も多くなっている。(表15-1)

表15-1 施設の類型別にみた「認可保育所等の基準に満たない」施設の認可保育所へ移行する上での問題点(複数回答)～人員配置～

	保育従事者に保育士資格を有しない者がおり、且つ配置数も基準に満たないため	保育従事者はすべて保育士資格を有しているが、配置数が基準に満たないため	保育従事者の配置数は基準を満たしているが、保育士資格を有しない保育従事者がいるため	調理員を置いていないため	嘱託医がいないため
事業所内保育施設	20.6%	7.0%	22.8%	45.5%	31.3%
ベビーホテル	21.6%	4.3%	44.5%	47.3%	31.4%
ベビーシッター事業者	39.1%	0.0%	13.0%	13.0%	13.0%
その他の認可外保育施設	17.9%	4.1%	40.5%	36.3%	21.9%

「認可保育所等の基準に満たない」施設について、基準に満たない点を見ると、施設設備に関しては、「事業所内保育施設」と「ベビーホテル」と「その他の認可外保育施設」では「調理室または調理設備を有しないため」が最も多くなっている。「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」では「乳児室・ほふく室・保育室の面積基準を満たさないため」が最も多くなっている。（表 15-2）

表 15-2 施設の類型別にみた「認可保育所等の基準に満たない」施設の認可保育所等へ移行する上での問題点（複数回答）～施設設備～

	乳児室・ほふく室・保育室の面積基準を満たさないため	屋外遊戯場の基準を満たさず、且つ付近に屋外遊戯場に代わるべき公園等もないため	付近に屋外遊戯場に代わるべき降園はあるが、自治体の方針により、屋外遊戯場がないと認可が得られないため	乳児室・ほふく室・保育室が2階以上に設けられており、耐火建築、避難経路等に関する基準を満たさないため	調理室または調理設備を有しないため	児童用便所を有しないため
事業所内保育施設	20.4%	12.0%	6.1%	6.8%	33.5%	8.5%
ベビーホテル	21.3%	20.1%	11.0%	18.3%	32.9%	18.0%
ベビーシッター事業者	26.1%	4.3%	0.0%	8.7%	13.0%	13.0%
その他の認可外保育施設	24.0%	9.9%	8.4%	10.3%	34.0%	13.8%

「認可保育所等の基準に満たない」施設について、認可保育所等の基準に満たない点を見ると、人員配置・施設設備以外に関しては、「事業所内保育施設」および「ベビーホテル」では「保育時間・開所時間に関する基準を満たせないため」が最も多く、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」では「最低定員を満たせないため」と「その他」が同率となっている。「その他の認可外保育施設」では「その他」が最も多くなっている。（表 15-3）

表 15-3 施設の類型別にみた「認可保育所の基準に満たない」施設の認可保育所へ移行する上での問題点（複数回答）～その他～

	最低定員を満たせないため	保育時間・開所時間に関する基準を満たせないため	その他
事業所内保育施設	13.8%	17.7%	7.2%
ベビーホテル	11.0%	16.8%	8.8%
ベビーシッター事業者	8.7%	0.0%	8.7%
その他の認可外保育施設	8.7%	6.7%	11.4%

Ⅲ 認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）、地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の状況

1 施設・事業数、定員数、利用者数、利用率

施設・事業の類型別にみると、事業数は家庭的保育事業、定員数及び利用児童数は幼稚園型認定こども園が最も多くなっており、利用率は地方裁量型認定こども園が最も高くなっている。（表 16）

表 16 施設・事業の類型別にみた施設・事業数、定員数、利用者数、利用率

	幼稚園型認定こども園	地方裁量型認定こども園	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
事業所数(箇所)	433	49	677	3	169
定員数(人)	16,565	2,662	2,764	20	3,452
利用児童数(人)	14,518	2,621	2,634	15	3,113
利用率(%)	87.6%	98.5%	95.3%	75.0%	90.2%

2 経営主体別施設・事業数

施設・事業の類型別に経営主体別施設・事業数の構成割合をみると、幼稚園型認定こども園は「その他の法人」、地方裁量型認定こども園は営利法人（会社）、家庭的保育事業は「その他（個人を含む）」、居宅訪問型保育事業は営利法人（会社）、事業所内保育事業は「社会福祉法人」がそれぞれ最も高くなっている。（表 17）

表 17 施設・事業の類型別にみた経営主体別施設・事業数及び構成割合

	総数	公営					私営										その他 (個人を含む)	不詳	
		国・独立 行政法人	都道府 県	市区町 村	一部事 務組合・ 広域連 合	社会福 祉法人	医療法 人	公益法 人・日本 赤十字 社		営利法 人(会 社)	その他 の法人								
								公益法 人	日本赤 十字社		一般社 団・財団 法人	農業協 同組合 及び連 合会	消費者 生活協 同組合 及び連 合会	特定非 営利活 動法人 (NPO)	その他 の法人				
総数	100.0%	0.1%	0.2%	5.6%	0.0%	5.7%	3.0%	0.4%	0.4%	0.0%	6.6%	32.2%	0.7%	0.0%	0.1%	1.3%	30.1%	37.4%	8.9%
認定こども園	100.0%	0.0%	0.0%	3.9%	0.0%	0.6%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	4.9%	82.9%	0.4%	0.0%	0.0%	1.4%	81.1%	3.3%	4.3%
幼稚園型認定こども園	100.0%	0.0%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	89.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	89.3%	1.6%	4.8%
地方裁量型認定こども園	100.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	48.0%	26.0%	4.0%	0.0%	0.0%	14.0%	8.0%	18.0%	0.0%
地域型保育事業	100.0%	0.1%	0.3%	6.6%	0.0%	8.6%	4.6%	0.5%	0.5%	0.0%	7.5%	3.4%	0.8%	0.0%	0.2%	1.3%	1.0%	56.8%	11.6%
家庭的保育事業	100.0%	0.1%	0.4%	8.2%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	1.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.7%	0.3%	71.4%	13.4%
居宅訪問型保育事業	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
事業所内保育事業	100.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	29.1%	22.9%	2.3%	2.3%	0.0%	28.6%	11.4%	2.9%	0.0%	1.1%	3.4%	4.0%	0.6%	4.6%

3 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者数を施設・事業の類型別にみると、以下の表のとおりとなっている。

(表 18)

表 18 施設・事業の類型別にみた職種別常勤換算従事者数

	総数	認定こども園			地域型保育事業						
			幼稚園型認定こども園	地方裁量型認定こども園		家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業	事業所内保育事業		
									保育所型事業所内保育事業	小規模型事業所内保育事業	
総数	20,174	16,757	15,540	1,217	3,417	2,123	15	1,280	912	368	
施設長・園長・管理者	379	64	14	49	315	149	1	165	35	130	
医師	46	26	25	1	20	14	0	5	5	0	
歯科医師	33	24	23	1	9	9	0	1	1	0	
保健師・看護師	24	17	16	1	7	2	0	5	5	0	
保育士	1,126	640	491	150	486	—	—	486	486	—	
うち幼稚園教諭免許保有者	294	—	—	—	294	—	—	294	294	—	
保育教諭	9,710	9,710	9,127	583	—	—	—	—	—	—	
うち保育士資格保有者	4,342	4,342	4,097	245	—	—	—	—	—	—	
保育従事者	119	—	—	—	119	—	—	119	—	119	
うち保育士資格保有者	119	—	—	—	119	—	—	119	—	119	
家庭的保育者	719	—	—	—	719	719	—	—	—	—	
うち保育士資格保有者	550	—	—	—	550	550	—	—	—	—	
家庭的保育補助者	498	—	—	—	498	498	—	—	—	—	
居宅訪問型保育者	8	—	—	—	8	—	8	—	—	—	
うち保育士資格保有者	6	—	—	—	6	—	6	—	—	—	
栄養士	133	106	84	22	28	13	0	15	15	0	
調理員	481	319	264	56	162	128	—	35	35	0	
事務員	510	479	455	24	31	16	0	16	16	0	
その他の教諭	338	338	314	24	—	—	—	—	—	—	
その他の職員	739	693	631	62	46	25	0	21	21	0	

注：従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。なお、「0」は常勤換算従事者数が0.5人未満である。従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「—」とした。

- 1) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則にある保育教諭等の資格の特例のため、保育士資格を有さない者を含む。
- 2) 保育従事者、家庭的保育者及び家庭的保育補助者は小規模保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。
- 3) その他の教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条にもとづき採用されている、園長及び保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む)以外の教諭である。
- 4) その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員(看護師等を除く)を含む。

用語の定義

【全調査共通】

1 「保育所」

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設

2 「認定こども園」

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え認定基準を満たす施設。

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）
- ・地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）

(1) 「幼保連携型認定こども園」

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

(2) 「幼稚園型認定こども園」

幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

(3) 「保育所型認定こども園」

保育所が、保育が必要な子ども以外の子どものも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

(4) 「地方裁量型認定こども園」

幼稚園、保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

3 「地域型保育事業」

0～2歳児の保育の受け皿として、新たに公的給付の対象とされた市町村による認可事業。

(1) 家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅等で、保育を行う事業。

(2) 小規模保育事業

保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設で、保育を行う事業。

(3) 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳児・幼児の居宅で、保育を行う事業。

(4) 事業所内保育事業

主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提

供する事業。

4 「保育所等」

子ども・子育て支援新制度の施設・事業である認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）。

【保育所等利用世帯の状況（保育所等利用世帯調査）】

1 「保育所等」

(1) 「公営保育所等」

経営主体が都道府県、市区町村及び一部事務組合（都道府県・市町村・特別区の事務の一部を共同処理するための地方公共団体の組合）の保育所等。

(2) 「私営保育所等」

公営保育所等以外の保育所等。

2 「世帯」

調査日現在、住居と生計（日常生活を営むための収入と支出をいう）を共にしている人々の集団をいう（保育所等を利用している児童と同居している者を含み、同居していない者は除いたもの）。

3 「世帯構造」

保育所等を利用している児童のいる世帯の世帯構造は、次の分類による。

(1) 両親と子の世帯

父母及び子で構成する世帯

(2) 三世帯世帯

父母又はそのいずれか、祖父母又はそのいずれか及び子で構成する世帯

(3) 母子のみの世帯

母及び子のみで構成する世帯

(4) 父子のみの世帯

父及び子のみで構成する世帯

(5) その他の世帯

(1) ～ (4) 以外の世帯

4 「保育所等の利用料」

(1) 「利用者負担額（月額保育料）」

保育所等を利用する保護者が、受ける保育サービスの対価として、保育所等に支払った平成27年9月分の料金の総額をいう（延長保育の保育料を含み、実費徴収されている費用や、特定負担額（上乘せ徴収）として支払っている額を除いたもの）。

(2) 「毎月の実費徴収経費」

保育所等を利用する保護者が、保育所等に毎月支払っている日用品、文房具その他必要な物品、通園送迎にかかる費用などをいう。

(3) 「毎月の特定負担額（上乘せ徴収）」

保育所等を利用する保護者が、保育所等に毎月支払っている教員配置の充実や平均水準を超える施設整備等にかかる費用などをいう。

【認可外保育施設の状況（認可外保育施設調査）】

1 「認可外保育施設」

都道府県知事等の認可や認定を受けていないが、保育所等と同様の業務を目的とする施設。

(1) 「事業所内保育施設」

事業主が従事者のために設置している施設。

(2) 「ベビーホテル」

次のいずれかを常時運営している施設。

ア：夜8時以降の保育

イ：宿泊を伴う保育

ウ：利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上

(3) 「その他の認可外保育施設」

事業所内保育施設、ベビーホテル以外の認可外保育施設。

(4) 認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）

子どもの家庭において保育を行う事業者。

2 「保育従事者数」

保育士の資格の有無にかかわらず、保育に従事している者。

3 「認可外保育施設の利用料」

(1) 月額保育料

施設（事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設）が月単位で保育日や保育時間を定め、保育サービスの対価として、保護者が施設に支払う料金をいう。

（給食費や延長料金は含み、入会金やおむつ代などにかかる費用は除いたもの）

(2) 時間額保育料

認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）が時間単位の保育料を定め、保育サービスの対価として、保護者が事業者を支払う料金をいう。

【認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の状況（幼稚園型認定こども園調査、地方裁量型認定こども園調査、家庭的保育事業調査、居宅訪問型保育事業調査、事業所内保育事業調査）】

1 「利用率」

利用者数の定員に対する割合

2 「常勤換算従事者数」

兼務している常勤者（当該施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者）及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第2位を四捨五入した数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。